

安全・安心まちづくりパートナーシップ事業（Q&A）

Q1．登録すると事業所に大きな負担が生じませんか？

A1．通常、事業所で行っている活動に、「防犯や交通安全の意識」を持って、無理なく取り組んでいただくというイメージで、大きな負担を伴う特別なことをやる必要はありません。いわゆる企業における社会貢献活動（CSR 活動）の取組みと同じ趣旨です。既に取り組んでいる活動があれば、その内容を申請していただければ結構です。

Q2．どのような活動に取り組めばよいのですか？

A2．「犯罪のない安全・安心まちづくり（防犯）メニュー＜別紙1＞」、「交通安全メニュー＜別紙2＞」から、それぞれ
【1．意識づくり】から1項目以上
【2．地域づくり】から1項目以上
【3．環境づくり】から1項目以上
を選んでいただいて、取り組んでいただければ結構です。

Q3．新たな活動に取り組む必要がありますか？

A3．必ずしも新たな活動に取り組む必要はありません。既に、事業所で行っている項目が、各メニューに該当すれば、既存の取組みをチェックしてもらうみでも結構です。

Q4．防犯メニュー（別紙1）、交通安全メニュー（別紙2）で、「1．意識づくり」、「2．地域づくり」は、それぞれメニューがA、Bに分かれているが、両方に取組みする必要がありますか？

A4．どちらか一方に取り組んでいただければ結構です。

Q5．長崎県安全・安心まちづくりパートナーシップ事業所活動報告書（様式3号）の作成は、難しくありませんか？

A5．ホームページに記載例を掲載しておりますので、参考にして下さい。なお、写真については、必ずしも添付する必要はなく、活動の内容についても、簡潔に記載してもらって結構です。毎年2月頃に報告のためのご連絡を申し上げます。

Q6．取組みやすい項目について、教えてください。

A6．防犯メニュー、交通安全メニューの取組みが容易な項目は、次のものがあります。

裏面へ

<犯罪のない安全・安心まちづくり（防犯）メニュー（別紙１）>

1．意識づくり

- B - 県や警察のポスター、広報紙の提示、チラシの常設（配布）などに協力します。

（解説）県から送付された、ポスター等を掲示するのみで対応が可能です。

2．地域づくり

- A - 犯罪や不審者等に関する情報を警察に届け出て捜査協力を行います。

（解説）日常生活の中で、社会人として一般常識的に取り組んでいる事項であり、容易な取り組みだと考えられます。

3．環境づくり

防犯カメラやセンサーライトの設置、従業員（警備員）の店内巡回など、犯罪を起こさせない環境づくりに努めます。

（解説）既に、防犯カメラやセンサーライトの設置、店内巡回等行っている場合であっても、こちらに該当します。

事業所周辺の見回り・点検により、環境整備（屋外灯やゴミの散乱防止）清掃活動（落書き消しなど）を行います。

（解説）定期的又は、随時行っている事業所周辺のゴミ拾い等も、こちらに該当します。

<交通安全メニュー（別紙２）>

1．意識づくり

- B - 県や警察のポスター、広報紙の提示、チラシの常設（配布）などに協力します。

（解説）県から送付された、ポスター等を掲示するのみで対応が可能です。

2．地域づくり

- A - 知らない児童生徒でも、危険な行動を目撃したら積極的に交通安全の声かけを行います。

（解説）日常生活の中で、社会人として一般常識的に取り組んでいる事項であり、容易な取り組みだと考えられます。

3．環境づくり

従業員のマイカーについても運行前点検を徹底します。

（例：不正改造、整備不良等の指摘と改善、適正な保険加入のアドバイス）

（解説）従業員の皆様に、口頭又は、文書回覧にて呼びかけてもらうのみでも、こちらに該当します。

交通事故の起きにくい駐車場の整備を行います。

（例：ミラーの設置、視認性のよい駐車枠の整備など）

（解説）既に、設置済みの駐車場が、このような観点のもと、整備されていれば、こちらに該当します。